

川西市立川西養護学校いじめ防止基本方針

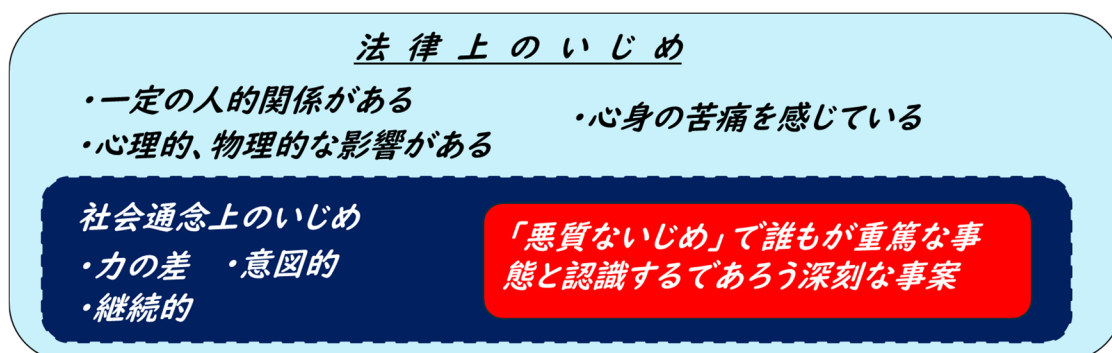
川西市立川西養護学校

1 学校の方針

本校は学校教育目標を、「児童生徒一人ひとりの障がいや心身の発達に応じた教育を行い、心豊かに、たくましく生きる力を育てる。」として、児童生徒が主体的に生きる力、社会参加できる力の育成を目指している。

そのために、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「川西市立川西養護学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方



いじめは「人として決して許されない行為」であるが、上図に示したように法律上で定められていることから、人としてのかかわりの中で起こり得るもので、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように、法律上のいじめは広範なものであることを認識し、事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か、悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か、学校が組織としてしっかり見定め対応することが肝要である。しかし、「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒への対応を念頭に取り組むことが重要であり、そのうえで、教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) いじめ対応のための組織について

いじめ防止チームについて

本校では、いじめの未然防止・再発防止に関する措置を実行的に行う、つまり、子どもの「絆づくり」と「居場所づくり」や、学校風土改善等が、いじめの未然防止・再発防止につながることから、学校教育目標に応じた組織として平時から「いじめ防止チーム」を置く。

いじめ防止チーム

校長・教頭・交流・保健安全部・児童生徒会・地域学校協働本部

いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該児童生徒に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。

いじめ対応チーム

校長 教頭 生活指導担当 各学部・クラス代表 養護教諭

ケースによっては・・・関係学年、担任、教育相談担当(コーディネーター)
スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー
そして・・・・・・・関係諸機関（警察 子どもサポートセンターなど）

(2) 日常の指導体制について（具体的な活動を記載）（別紙1）

いじめ防止チームの役割について（未然防止・早期発見・再発防止）

ア いじめを生まない環境づくりの推進（学校教育目標に則り，各学校で重点的に推進する活動等）

→交流保健安全部を中心とした取り組みとして児童生徒会活動を推進する。そして、学校運営協議会や地域学校協働本部と連携し、各児童生徒、保護者・地域とともにいじめを生まない環境づくりを学校として取り組む。

また、研究推進部（道徳人権教育）や交流・保健安全部（生活指導・児童生徒会指導）を通じて、他者を理解し、心身に苦痛を感じる事がなくなるように、児童生徒間で

「絆づくり」「居場所づくり」を推進する。

イ 日々の生活の中で「心身の苦痛を感じている」児童生徒の苦痛を取り除くための組織的な対応

→いじめ生活アンケートの各学期1回以上(児童生徒と保護者が共に行う)の実施や教育相談、個別面談などの充実、スクールカウンセラーとの連携等

ウ 具体的で実効性のある校内研修会の実施

→スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた専門家による夏季研修や職員会議での学校の取り組みについて情報共有を行うなど

エ 児童生徒に対してのいじめ未然防止に関する集会等の実施

→学部活動や児童生徒会活動(なかよしタイム)の実施、いじめ防止掲示等

オ 保護者や地域への具体的な情報提供，意識啓発（児童生徒だけではなく，保護者や地域を含めた集会等）

→県警サイバー犯罪課の講演や補導活動への参加、学校運営協議会の開催等

カ 定期的にいじめ事案の研究や協議を行う。

→いじめ事案の事例検討やいじめ防止チームの在り方の点検・見直しを行う

いじめ対応チームの役割について（初期対応・再発防止）

ア いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際，まずは被害者と思われる児童生徒の安全を確保した上で，拙速な「指導」を行う前に児童生徒の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し，そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか，日常生活のトラブルの延長線上にある比較的軽微な事案なのか等について判断する。

イ いじめに関する児童生徒に関する背景や，人間関係を整理した後，どのように対応していくか方針を決定する。

ウ いじめ事案の事実関係の調査や，関係児童生徒の人間関係の整理を行う。

エ いじめ事案解決に向けた関係児童生徒に対して指導・説諭を行う。

オ いじめ再発防止についての関係児童生徒・保護者への対応，説明を行う。

カ いじめ事案の関係児童生徒に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

（３）ネット上いじめへの対応（別紙２）

操作方法等について状況は異なるが、児童生徒1人1台タブレットを使用するに至り、インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童生徒が保有しているスマートフォン・携帯電話等を第一義的に管理

する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童生徒が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童生徒及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく

4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童生徒の状態で判断する。

もう1つは「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市及び教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームを母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも 、 の2つの要件を満たしていること。

いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に

対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

児童生徒へ特性と十分考慮したうえで、状況によっては保護者と協力し、適切な指導や必要な支援を行う。

イ、特に配慮を要する児童生徒への対応について

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国籍を有する等の児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒保護者等の外国人児童生徒に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援をすること。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。

東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行うこと。

6 その他の事項

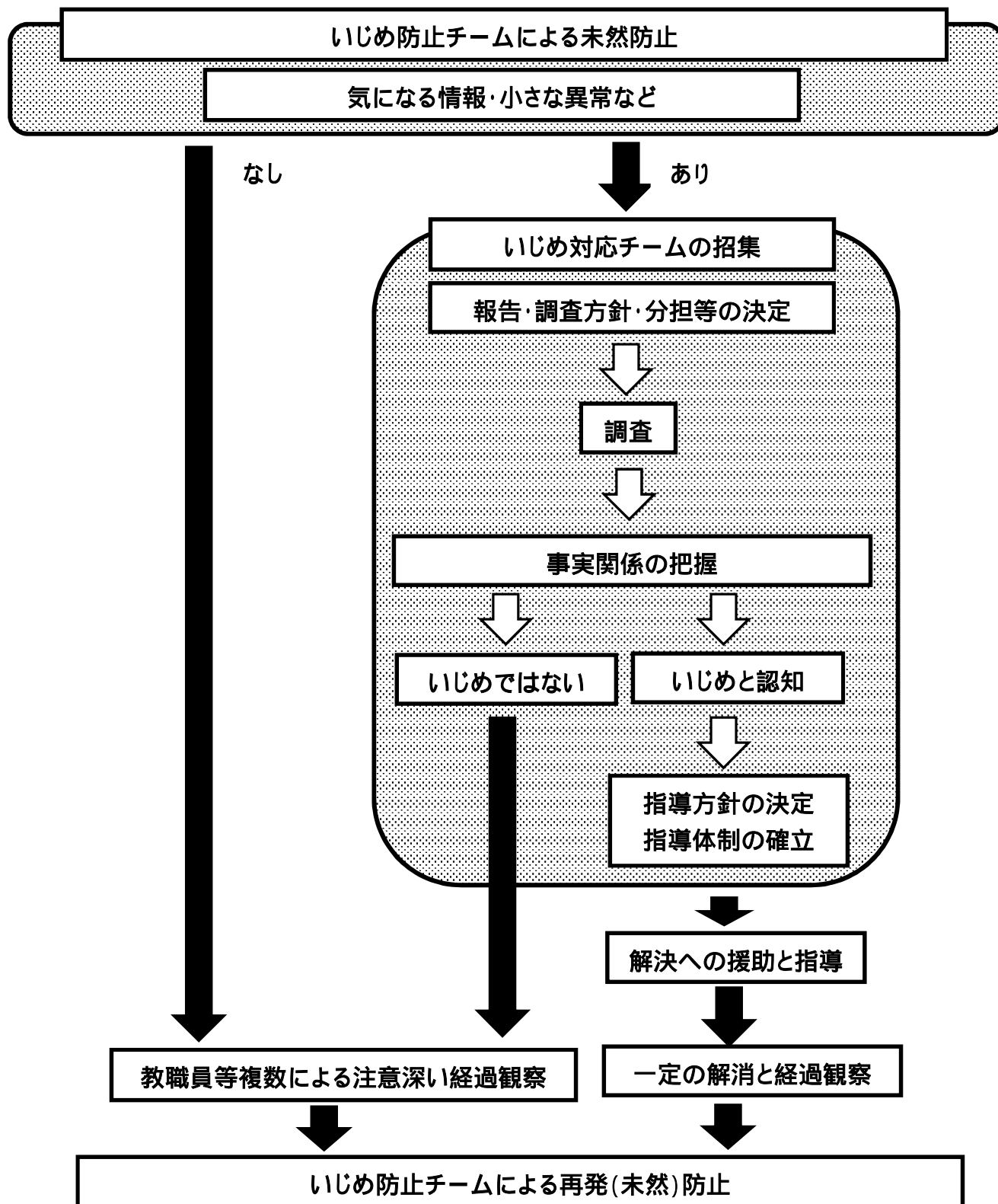
誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者等、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会や PTA 総会を始め、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チーム（対策組織）等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れる、また学校評価にて検証するなど、児童生徒と地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

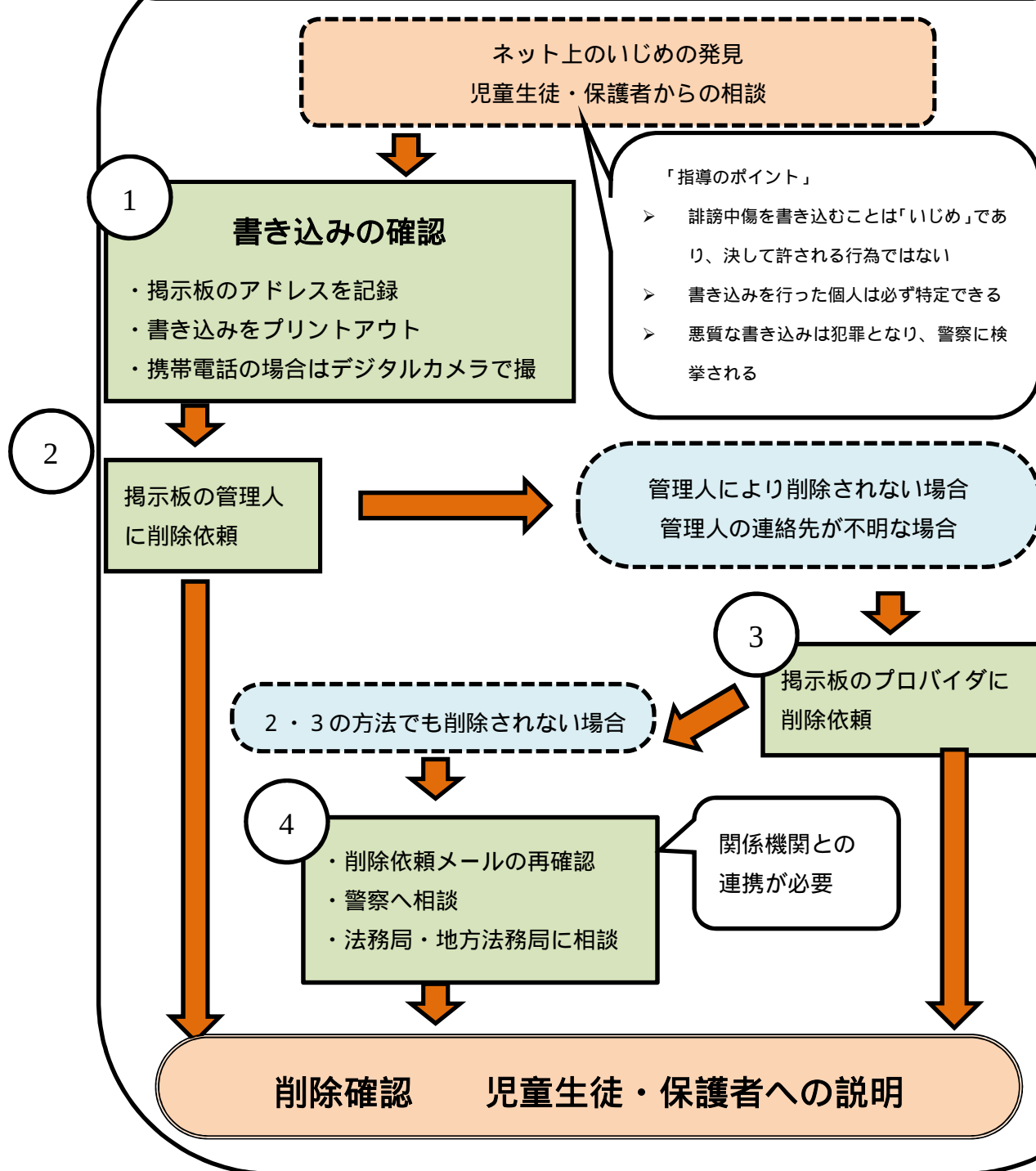
7 学校指導年間計画

	未然防止・早期発見の取り組み	備 考
4 月	いじめ防止・対応チームの確認 指導方針 計画作成 * 教職員への共通理解	* 健康観察（毎日）
5 月	P T A 総会 保護者への説明 生活指導会議 ……早期発見、未然防止に向けた取り組み	* 自立活動 研修…交流
6 月	アンケート 実施	
7 月	保護者との懇談……事実確認と経過の確認	* サマースクール
9 月	子どもの観察	* 教育キャンプ
10 月	アンケート 実施 生活指導会議 ……早期発見、未然防止に向けた取り組み	* 自立活動訓練
12 月	保護者との懇談……事実確認と経過の確認	研修…交流
1 月	子どもの観察	
2 月	アンケート 実施 保護者との懇談……事実確認と経過の確認	
3 月	今年度のまとめ	* 次年度に向けて

- * アンケートについては、児童・生徒の状態に応じ実施する。
- * 保護者との連携連絡を密に行い、いじめの早期発見、早期解決に向けて取り組む。
- * 生活指導会議を充実したものにし、教職員の共通理解を図る。
- * いろいろな活動や訓練を通して、児童生徒の状況を把握し、問題があった場合にはその対応に備える。
- * 指導者によるチェックリストを活用し、早期発見に努める（別紙 9）



ネット上の書き込みや画像等への対応手順

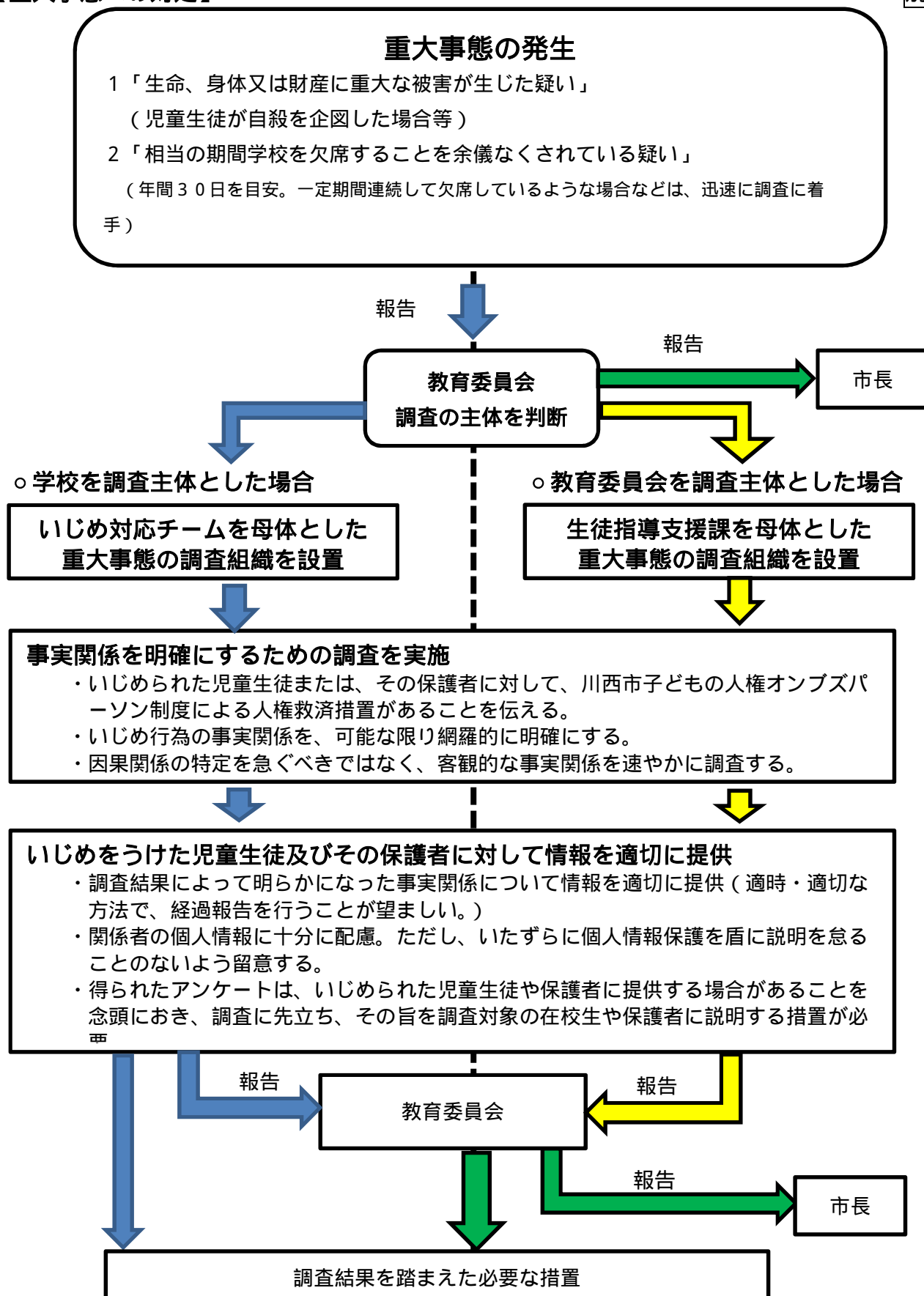


■ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■ 兵庫県警察サイバー犯罪対策課

<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>



(1) 情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理	状況を管理職及び児童生徒指導担当に報告する。具体的に事実を整理する。	当該児童生徒にかかわるすべての教職員から情報を収集する。具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 情報収集	複数の教職員から情報を収集	担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等から情報を収集する。	
(3) 指導方針の検討	学部会・生活指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職に事実を報告する。	情報の共有、方針の共通理解を図る。
(4) 保護者対応	被害児童生徒の保護者への対応	被害児童生徒の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。	児童生徒の家庭での状況を丁寧に聞き取る。「いじめを許さない」という学校の強い意志を伝える。
(5) 事実確認	被害児童生徒からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。	児童生徒間の力関係に留意する。本人を守り通す意志を伝える。
(6) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、教務、学年代表、生活指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等)	被害児童生徒の保護が必要な場合は対応を検討する。 警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(7) 事実確認	周囲の児童生徒から聞き取り	被害児童生徒の状況を的確に聞き取る。人間関係に十分配慮する。	威圧的な態度にならないよう留意する。
(8) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童生徒からの聞き取りを基に、事実を整理する。	より具体的な方針を協議する。
(9) 保護者対応	被害児童生徒の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。	家庭での状況、保護者の思いを丁寧に聞き取る。
(10) 事実確認	加害児童生徒からの聞き取り	被害児童生徒、教職員、周囲の児童生徒からの聞き取りを基に事実確認を行う。	決して威圧的にならないよう留意し、丁寧に聞き取りを行う。
(11) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童生徒からの聞き取りを基に事実の確認を行う。今後の指導方針を検討する。	被害児童生徒や保護者の思いを十分配慮する。
(12) 保護者対応	加害児童生徒の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。	冷静に客観的な事実を基に説明する。難しい対応であることを認識する。
	被害児童生徒の保護者への対応	学校の取り組みの現状について説明する。当該生徒の学校での様子を伝える。	保護者・児童生徒の思いに十分配慮する。
(13) 特別な指導	加害児童生徒に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学部及び生活指導担当が中心となる。	自らの行為に対峙させ、いじめの問題を理解させる。 いじめを受けた児童生徒の心情を十分に理解させるよう留意する。 加害児童生徒の自己存在感を失うことのないよう留意する。
(14) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童生徒の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。	被害児童生徒や保護者の心情を加害児童生徒や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(15) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童生徒だけの問題ではなく、周囲の児童生徒(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。	積極的な生活指導を学部教師全員で行う。
(16) 指導後の状況把握	加害児童生徒・被害児童生徒の状況把握	加害児童生徒・被害児童生徒との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。	日常生活の状況をすべての教師が把握していく。
(17) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る。	問題の終了ではなく、いじめのない学校づくりの開始として位置づける。

いじめの事実に向き合っても見逃してしまう、担任等が一人で解決しようとして報告を怠ることのないよう、研修により教職員の意識向上を図るとともに、組織的な生徒指導体制を構築するよう努める

【附則】

令和3年12月6日 改定